

「働き方改革」を阻害する不当な行為をしないよう 気を付けましょう！！



- 以下の行為は、下請法や独占禁止法で定める禁止行為に該当する可能性があります。

(1) 買ったたき

(下請法第4条第1項第5号・独占禁止法第2条第9項第5号ハ)

事例①：短納期発注による買ったたき

発注者は、短納期発注を行い、受注者は休日対応することになり、人件費等のコストが大幅に増加したにもかかわらず、通常の単価と同一の単価を一方向的に定めた。



事例②：業務効率化の果実の摘み取り

発注者は、受注者から社外秘である製造原価計算資料、労務管理関係資料等を提出させ、資料を分析し、「利益率が高いので値下げに応じられるはず」などと主張し、著しく低い取引対価を一方向的に定めた。



(2) 減額

(下請法第4条第1項第3号・独占禁止法第2条第9項第5号ハ)

事例③：付加価値の不払

発注者は、書面において短納期発注については「特急料金」を定めていたところ、受注者に対して短納期発注を行ったにもかかわらず、「予算が足りない」などの理由により、特急料金を支うことなく、通常の代金しか支払わなかった。



(3) 不当な給付内容の変更・やり直し

(下請法第4条第1項第3号
・独占禁止法第9項第5号ハ)

事例④：直前キャンセル

発注者は、受注者に対して運送業務を委託しているところ、特定の荷主の荷物を集荷するために、毎週特定の曜日に受注者のトラックを数台待機させることを契約で定めていた。当日になって「今日の配送は取りやめになった」と一方的にキャンセルし、その分の対価を支払わなかった。

今日の配送は取りやめになった。



発注者



受注者

3台のトラックの待機が無駄になったのにその費用を払わないなんて…

(4) 受領拒否

(下請法第4条第1項第1号・独占禁止法第2条第9項第5号ハ)

事例⑤：短納期発注による受領拒否

発注者は、発注後、一方的に納期を短く変更し、受注者は従業員による長時間勤務によって対応したが、その納期までに納入が間に合わず、納入遅れを理由に商品の受領を拒否した。

納期に間に合わなかった
ので、商品は受け取れ
ません。よろしく。



発注者



受注者

納期を短く変更し、従業
員の長時間労働により
納品したのに、身勝手
過ぎる。

(5) 不当な経済上の利益提供要請

(下請法第4条第2項第3号
・独占禁止法第2条第9項第5号ロ)

事例⑥：働き方改革に向けた取組のしわ寄せ

発注者は、商品の発注に関するデータの自社システムへの入力業務を受注者に対して無償で行わせた。

商品発注のために必要
なデータを当社システム
に入力してくれないか
な？



発注者



受注者

自分たちが休むため
ではないか。しかも無償だ
なんて…